

放射線物質関連法の現状

・・・ 国の答弁書から 見えてくるもの ・・・

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫

Ⅰ 環境基本法に基づく厳正な「放射性物質による環境汚染防止のための措置」と関連個別法の整備に関する質問主意書 (川田龍平参議院議員提出 2013.6.24 提出、7.2 答弁書受領)

【質問の趣旨】

2012.6 原子力規制委員会設置法が成立したことに伴い、環境基本法第十三条が削除され、「放射性物質による環境の汚染の防止のための措置」(以下「汚染防止の措置」という。)については原子力関連法から環境関連法に移行されることになった。しかし、今国会における関連個別法(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)の改正法の審議内容を見ると、肝心の生活環境における「汚染防止の措置」についての法整備が抜けてしまっている。2012.9「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とし、「中立公正な立場で独立して職権を行使する」機関である原子力規制委員会が環境省の外局として設置された。しかし、諸規制に関する環境省との役割分担について判然としない。原発事故により発生した放射能汚染廃棄物の処理について急遽定められた「特措法*」などと、各放射性物質関連法律との間の整合性がなく、法体系が不備のまま処理が進められ、全国各地で地方行政に対する住民の抗議行動が相次いでいる。原発事故を引き起こし、放射性物質で広く国土を汚染させた東京電力は刑事責任を問われて然るべきであるのに、民事責任さえ果たしたとは到底言えない状況である。「国民の生活と環境の場を放射性物質で汚染させない、汚染させたら罰せられる」とする当然な法整備が今求められている。

* 放射性物質汚染対処特措法：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

Ⅱ 質問・答弁・コメント

質問1 環境基本法と関連個別法による放射性物質の規制について

環境基本法第十三条「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁(中略)の防止のための措置については、原子力基本法(中略)その他の関係法律で定めるところによる。」が削除された。第183回国会において大気汚染及び水質汚濁に係る常時監視の規定を設ける法律が成立した。同法律を見ると「汚染防止のための措置」について触れられていない。「汚染防止の措置」とはどのような項目が挙げられるのか。汚染防止の措置は今年度から具体的に施行されるのか。環境基本法第十六条(環境基準)は具体的な汚染防止の措置として規制に欠かせない項目ではないのか。

<答弁1>

「汚染防止の措置」については、原子炉等規制法に基づく各種事業並びに原子炉の設置運転等の規制、放射線障害防止法に基づく各種取扱いに関する規制の他、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づく監視、環境影響評価法の制度の整備が挙げられる。大気・水質については2013年度から実施。環境基準は検討中。

【コメント】

「汚染防止の措置」に係わりいくつか挙げられたが原子力関連法のもは、大気や水質等環境汚染防止の措

置の項目ではない、原子力施設の運転や放射性物質の取扱いに関する規制である。「環境基本法の解説（環境庁平成6年）」によると基本法の第二章に掲げる「環境基本計画」「環境基準」「特定地域における公害防止」等を定めこれに基づく各条に定められている施策による措置を指すとある。「大気汚染防止法に基づく放射性物質による大気汚染の状況の監視及び水質汚濁防止法に基づく放射性物質による公共用水域等の水質汚濁の状況の監視については、平成二十五年度中に実施する予定である。」とモニタリングを実施すると答えているがこのことのみが「汚染防止の措置」の狭い範囲の一分野になるだけだ。このことからして、第13条の意味をしっかりと捉えた答弁ではない。「環境基準については現在検討中」とのことだが、環境基準を定めずに監視を行い評価できるのか、基準がないまま一体何を調べ監視しようとしているのだろうか。すでに事故から3年経っている。いつまでたっても検討中はおかしい。

・・

質問2 省庁による役割分担の明確化について

環境監視に係わる原子力規制委員会、環境省の役割分担はどうなっているのか。

<答弁2>

環境省は「環境の保全の観点」そして原子力規制委員会は「原子力利用における安全の確保の観点」で監視を行っている。

【コメント】

規制委員会は2012年9月発足時「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を使命とするとあったはずだが・・・。「原子力利用における安全」とは、取扱いをする従業員を守る法律であり、環境や周辺の人々を守る法律になっていない。これでは従来の経産省で行われていた規制と変わらないのではないのか。環境省の外局に設置された意味は人々を守ることにあったのではないのか。「環境保全の観点」と「原子力利用の観点」どちらが優先されるのか確認しなければいけない。原子力利用と周辺環境と密接不可分であるのだが、その間を結ぶものは「環境基準」でありそれを達成するための「放出規制」であろう。そこが未整備あいまいのまま稼働されようとしている。

・・

質問3 放射性物質により環境を汚染させた事業者に対する「公害罪法」の適用について

原発事故における放射性物質排出行為は公害罪法の構成要件に該当すると考えられるがどうか。公害罪法の罰則を厳しいものにし、事故を未然に防ぐべきではないか。

<答弁3>

原発事故を公害罪法適用とするかの可否は「事実関係に即して判断されるべき事柄」である。罰則の強化は考えていない。

【コメント】

2013年2月「東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書」の答弁書では、公害罪について「放射性物質も同法の規制対象になりうる」との答弁であったが、今回の答弁では「原発事故における排出行為に関しては『個別具体的な事実関係に即して判断されるべき事柄』と後退したものになっている。公害罪法では故意または過失問わず「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者や法人」について罰されることになっており、「第

5 条は人の健康を害する物質を排出している施設の周辺で、そこに住む人などにその施設から排出されている物質の毒性による発症と同様の症状が見られた場合、その公害物質を発生した施設に非を認めるという推定有罪規定があり、疑わしきは罰せずという推定無罪の原則が適用されていない。」と解説がある。なぜ原発事故について「事実関係に即して判断される」ことになるのだろうか。放射能による深刻な汚染が生じた今、厳しい罰則を設け環境が守られなければならない、またそのような姿勢が環境省や原子力事業者に求められているはずだが罰則の強化は考えていないとの答弁だった。

.....

質問4 核燃料再処理工場の放射性物質放出規制の問題について

原子力発電所には放射性物質の排水濃度規制があり、核燃料再処理工場には同規制がないという同一国内においての不整合は環境保全上の見地からも許されることではないのではないか。

<答弁4> 原発や再処理工場周辺の公衆被ばくは ICRP 勧告を踏まえ年 1 mSv 以下となるよう放射能濃度限度を定めている。再処理工場については海産物の摂取等も含めた被ばく線量の限度を定めている（年 0.022mSv のことか）。再処理工場排水の濃度規制については回答なし。

【コメント】「中立公正な立場で独立して職権を行使する」機関である原子力規制委員会が環境省の外局として設置された。しかし、この回答は従来の経産省答弁と何ら変わっていない。環境を守る観点が抜け落ち、原子力利用の観点から机上計算で年に 1 mSv 以下だから公衆の安全は確保されていると言っているに過ぎない。ICRP は原子力推進機関であるが、低線量による発がんリスクや遺伝的障害について確率的影響を否定していない、できるだけ放射性は浴びないにこしたことはない。答弁は環境よりも原子力推進重視の姿勢であり環境省や規制庁設立の目的を再確認し原点に戻るべきだ。

.....

質問5 人の健康や環境を守るための放出濃度規制について

原子力施設から放出される放射性物質個々の放出濃度規制は見直しを行い総量規制も行うべきではないか。原子力施設ではない一般廃棄物最終処分場に原子力施設の排水濃度規制値を適用させることは問題ではないか。ドイツ政府の調査によるとドイツの原子力発電所周辺では小児白血病が高率で発生していると報じられている。わが国の原子力発電所の周囲で疫学調査は行われているのか、わが国の原子力発電所の放射性物質の放出濃度規制値はドイツのそれと比較してどうなのか。

<答弁5> 線量限度は ICRP の勧告を基に「線量限度告示」で定められている、これらの規制も勧告を踏まえ検討していく。総量規制は答えず。

ごみ焼却場の基準は特措法で定めた通り。原子力施設の放射性物質の基準を適用する。

原発周辺の疫学調査はせず。ドイツの濃度規制値との比較については答えず

【コメント】例えば自然界の陸水中トリチウムの濃度は約 1 Bq/L であるが、告示では 6 万倍の 6 万 Bq/L と考えられないような大きな値になっている。これは原子力施設からどうしてもこれくらいの高濃度の排水が放出される可能性がありそれを基に決められた規制値だ。人の健康や環境を守るためのものではない。肝心の総量規制にはノーコメントであった、大量の放射能でも薄めると濃度規制をクリアしてしまう、環境を守るために放射能の総量を規制しなければいけない。

東北/関東の汚染地のゴミ焼却場や最終処分場が、原子力施設並みの汚染が予想される施設になってしまっ

た。国は安易に原子力施設の緩い濃度規制を清掃工場に当てはめやり過ぎそうとしている。原子力施設や放射性物質取り扱い施設では今まで放射線取扱資格者を置き厳重な取り扱いをしてきているが、ごみ焼却場で放射線管理や従業員の放射線防護教育はどうなっているのだろうか憂慮される。県は労働基準監督署の仕事だとし傍観している。法律の整備や焼却による環境汚染の検討が不十分なまま汚染物の焼却処理が行われている。原発周辺の白血病調査はドイツが実施し、アメリカも実施中と聞く、なぜ我が国で実施しないのか。国民のため当たり前の調査を行おうとしない姿勢は隠蔽そのものである。ドイツの放出規制値との比較については答えないが、この面でも日本は世界一の規制だったはずだが。

.....

質問6 放射性物質の放出濃度規制値とモニタリング方法、その評価について

- 放射性物質を大気に放出する場合に排気筒での濃度規制をせずに、周辺敷地境界で行っている。さらに、三か月の平均値で規制をかけている。これでは大事故があっても規制をクリアしてしまう濃度規制方式ではないか。クリプトン85は敷地境界で一立方メートル当たり十万ベクレルが規制値とされているが、原発事故時三か月の平均値でこの規制値を超えたのか。大気放出された核種で規制値を超えた核種があったのか。
- 再処理工場から放射性廃液を海洋底へ放出しているにもかかわらず、工場周辺の実効線量で規制している。海に流して陸上で評価するのはおかしい。海洋放出口で測定し評価すべきではないか。

<答弁6> 原発事故時と平常時における線量限度告示の濃度を単純に比べることは不適切だ。

福島原発敷地境界で「例えば、平成二十三年三月二十七日の測定では、ヨウ素一三一、ヨウ素一三二、セシウム一三四、セシウム一三七、テルル一二九、テルル一二九m及びテルル一三二が検出され、そのうち、ヨウ素一三一、ヨウ素一三二、テルル一二九、テルル一二九m及びテルル一三二については、空气中濃度が線量限度告示に定める放射能濃度の限度を上回っていた。」

【コメント】原子力事故時と平常時とは別との答弁だが、私たちは何を持って汚染の判断基準とするのか。核種毎の基準は告示別表2のものだけだ。質問の主旨は事故による大気中へ大量放出があったとしても平常時の基準を超えることがない。そのようなとてつもなく緩い平常時規制がなされているということである。答弁から「いくつか放射性核種濃度が平常時の線量限度を超えていた」と読み取れる。しかし国が示したこの数値は平成23年3月27日一日のある1時間における平均濃度であろう。基準を超えた5核種についても、これらの濃度の3ヶ月の平均値により線量を評価することになっているが、その数値はどうか答えず1時間値（1日平均か）を示して基準を超えたものもあるというごまかしの回答だ。おそらく3ヶ月の平均値を示すまでのデータがないため答えられないのではないかと。国際原子力事故評価尺度 INES レベル7の大事故が起こっても敷地境界において、線量限度を超えた核種がなかったとなるとこの基準は全く意味がないことになる、見直すべきだ。セシウム134と137は3月27日には限度を下回っていたが、大気へ放出された放射能により人々が今なおその汚染に苦しめられている。それが事故16日後には基準をクリアしていたことがわかった、事故直後の数値等により計算しても3ヶ月平均は恐らく基準以下であろう。

.....

質問7 放射性物質の陸上からの海洋投棄・放出を禁止することについて

「海洋汚染の防止に関するロンドン条約」では「放射性廃棄物その他の放射性物質」投棄を禁止すると規定されている。これに対して、「放射性物質を船から捨てることが禁止されており、陸から捨てることは禁止

されていない」という詭弁に等しい論理で再処理工場等から放射性物質が海洋へ放出されている。これは環境保全上の見地からも許されることではないのではないか。

<答弁7> [ロンドン条約](#)において海洋汚染の原因として「投棄」と「大気、河川、河口、排水口及びパイプラインを通ずる排出等」を書き分け条約適用対象を「投棄」に限定している。「投棄」は船からの処分である。

【コメント】回答からロンドン条約は「海洋汚染の防止」の総合的抜本的な対応にならないことがわかる、条約の見直しが必要であろう。条文解釈はどうかは誰でもわかるはずだ。まして水産国日本でこそ世界にさきがけて放射性物質の厳重な規制が求められる。本質的には条約や議定書の解釈の問題ではない、放射性物質を特別視せず環境を汚染させることがないように世界的に監視する姿勢が必要だ。我が国では産業廃棄物を海洋へ投棄した場合に厳しい罰則があると聞いている。なぜ放射性物質を特別扱いにしているのか、理由は核の影であろう。

.....

質問8 放射性物質による汚染物（がれき）の焼却処理・広域処理について

○焼却処理は中止し処理について検討し直すべきではないか。 ○清掃工場の従業員の被曝を防ぐため、放射性物質取扱いの教育を行うべきではないか。 ○**特措法（暫定法）**はいつ見直す予定なのか。

<答弁8> 実証試験焼却場の結果放射性セシウムは99%以上の除去率である。環境省設置の「[災害廃棄物安全評価検討会](#)」で検討評価されている。

「事業者は放射性セシウムの濃度の合計が1g当たり10Bqを超える(10000Bq/kg)場合当該労働者に特別の教育を行わなければならない」

暫定の特措法は施行後3年を経過した場合に検討を加えることになっている。

【コメント】焼却場の煙道ガスのバグフィルター前後において、短時間の放射性セシウム濃度を調べ、その差から除去率を出すということはその状態が焼却の時間経過によりゴミの種類、燃焼温度、フィルターの状況等変化しないのならばともかくこれで除去率を求めることは間違いだ。一定時間毎の濃度と流量を調べ累計する、もしくは出入りした放射能(Bq)全量を調べて放射性物質の収支を求め除去率を算出するのが科学的なやり方である。国の災害廃棄物安全評価検討会において答弁書の方法で除去率を求めその結果を了承したようであり、各委員の見識を疑わざるをえない。煙道排ガス中の放射性セシウム濃度測定に関わり、排ガスの微粒子に付着するセシウムが抽出用蒸留水に完全移行し捕捉されること、排ガス中の微粒子の粒径分布はどうなっているのか、その科学的根拠を環境省福島コールセンターに数回に渡り求めたが提示がないままだ。焼却処理を工場規模で実施する前に、実験室規模、ミニプラント規模で行い、データを公開し住民の了解を得て行うべきであろう。一体放射性セシウムがフィルターで除去できるのだろうか。環境省の言う通り99%除去できるならば、バグフィルターメーカーはデータに基づきこのことをフォローできるはずだが、口を閉ざしている。茨城県、埼玉県、宮城県、岩手県等のごみ焼却場(全てではないが)の焼却灰から放射性セシウム濃度が10Bq/g(10000Bq/kg)を超えるものが見ついている。今やゴミ焼却場は原子力施設並の放射能を扱っているという認識をもたなければいけない状況になってしまった。しかし[従業員の放射線防護教育](#)があいまいのまま取り扱われ、放射能が排気筒から拡散され周辺環境の汚染が進んでいる。

.....

質問9 「放射能汚染防止基本法」の制定及び関連個別法の整備について

昭和四十五年に「公害国会」が開かれて、環境優先のもと各種公害関連法が制定されたことで、環境が著しく改善された。「原子力公害国会」を開き、放射性物質による汚染から現在・未来世代の安全を守るため「放射能汚染防止基本法」を制定し、関連個別法を総合的かつ抜本的に見直すことが求められているがどうか。

<答弁9>大気汚染防止法等を改正したところだ。今後廃掃法等については特措法の見直しと併せて検討する。提案の「放射能汚染防止基本法」は内容がわからない。

【コメント】今後決して放射性物質による環境汚染がないよう、未来を展望し、罰則をも整備し人々から信頼される放射能汚染防止の基本法が求められている。現在行われているモニタリングをするといった小手先の関連法律の手直しですむ問題だとは到底考えられない。「汚染防止の措置」の施策が全くなされていない。基準がないままモニタリングしてどのような意味があるのか、国は法律で動いている人々を守る法律と規制基準が求められる。基本法をもとに諸関連法を整備し整合性ある法体系を作成していかなければ、いつまでたっても放射能汚染防止の展望が見えず、未来世代や現在の人々が苦しむことになる。国会で英知を集め希望あふれる明るい未来の方向性を示す基本法制定がスタートとして今こそ求められている。

.....

III まとめ

世界史に残る福島第一原発の重大事故により国土は広範囲に放射能汚染され、3年を経過した今も人々を苦しめている。「原子力事故は起きない」ということで事故以前原子力規制担当の経産省は放射性物質による環境汚染防止措置を怠ってきた。そして事故後、原子力規制は経産省から環境省・原子力規制委員会へと移管され独立性公平性が高まるものと期待していた。しかし汚染対応について未だに間に合わせで場当たりの政策が行なわれている。そのため福島県や汚染された周辺県を始め、汚染物広域焼却処理受け入れ県などで人々を不信と混乱と対立に陥れている。この現状に危機感を抱き法整備を求め質問をして頂いたが、答弁は期待はずれの内容で、はじめに原発推進ありきの過去の経産省答弁の域を脱することができないままであった。

・法整備が不備のまま、放射能汚染防止基本法（仮称）は検討せず ・原発で規制、再処理で野放し海洋へ放射能の垂れ流しを容認 ・環境汚染を監視するため放射能の「環境基準」はいつ決めるのか不明 ・原子力発電の事故について公害罪法適用は「事実に基づき判断」とあいまいな回答 ・福島原発事故により、敷地境界で濃度限度規制値を超えたかどうかは不明（国が答えないところから判断すると、3ヶ月の評価期間の平均値では基準を超えた放射性物質はないようだ） ・汚染物（がれき等）の焼却処理を見直そうとしない。 いずれも放射性物質に係わる法律が吟味・整備されていないことによる問題だ。早期に放射能国会を開き「放射能汚染防止基本法」を制定し、下位法を整合性あるものとするなど、放射能関連法の全体を見直し現在起こっている汚染の進行を食い止めなければいけない。黙ってはいつまでも現状維持のままで済まされてしまうであろう、国の姿勢を変えるため、機会を捉え粘り強く訴えていきたい。

市民による具体的法律案を検討することも必要ではないだろうか。

【参考資料】原子力規制関連法律とその目的 憲法（基本的人権）

I 環境基本法 目的（平成5年11月19日 法律第91号）

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

大気汚染防止法 目的（昭和43年6月10日 法律第97号）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

水質汚濁防止法 目的（昭和45年12月25日 法律第138号）

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

海洋汚染海上災害防止法 目的（昭和45年12月25日 法律第136号）

この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

II 原子力基本法 目的（昭和30年12月19日 法律第186号）

この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

原子炉等規制法 目的（昭和32年6月10日 法律第166号）

この法律は、**原子力基本法**（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

放射線障害防止法 目的（昭和32年6月10日 法律第167号）

この法律は、**原子力基本法**（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

III 原発事故後新たに制定された主な法律

放射性物質汚染対処特措法 目的（平成23年8月30日 法律第110号）

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにすると

もに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

原子力規制委員会設置法 目的（平成 24 年 6 月 27 日 法律第 47 号）

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

IV 公害罪法：人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 目的（昭和 45 年 2 月 25 日法律第 142 号）

この法律は、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

V その他 関連法

環境影響評価法 目的（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）

この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 目的（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

VI ロンドン条約：1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 目的
陸上発生の廃棄物等の投棄による海洋汚染の防止

再処理を特別扱いする根拠法律：重要な問題を告示で定めていいのだろうか

① **【使用済燃料の再処理の事業に関する規則】**（改正 2012.9.14 改正）第 16 条第 7 項

「（前略）海洋放出口において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が“原子力規制委員会”の定める線量限度を超えないようにすること。」

*9.14 改正前は“原子力規制委員会”ではなく“経済産業大臣”になっていた。原子力規制委員会発足は 9.19

その前に差し替えが行われている。原子力規制委員会の定める線量限度の検討がこれから行われるものと思われる。

② **【平成十二年科学技術庁告示第 13 号】** 第 9 条第 3 項

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第七号及び・・・に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量当量限度は、実効線量当量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。・・・」

*第 9 条は再処理を特別扱いする条項であるが、その第 2 項の大気放出では濃度規制が原発など他の原子力施設と事実上同じに適用されている。ところが上記第 3 項の海洋放出では、“実効線量”が 3 ヶ月につき 250 μ Sv になることを要求しているだけで濃度については全く触れていない。

驚くべきことにこの“実効線量”は海洋で測定されず、工場周辺の住民の被ばく量として机上計算で推定しているだけである。（海に放射能を放出し、陸（敷地境界）で評価するとは！）

【線量限度告示：平成 13 年 3 月 21 日 経産省告示第 187 号 の別表第二（各核種の限度一覧）】